

知っ得! 身近なベトナム税務

決算期変更のススメ

(第 5 回)

現地法人社長 A 様:「実は大変なことになってしまいました」

實原:「どうしたんですか?」

A 様:「うちのチーフアカウントが急にテト休みまでに辞めると言ってきまして...」

實原:「本当ですか!? 御社 12 月決算じゃなかったでしょうか?」

A 様:「そうなんです。3 月末までに決算を完了しなければならぬのですが、チーフアカウントが辞めたらどうにもなりません」

實原:「いや~、これは大変ですね。どうしましょうか...」

12 月決算は経営リスク

上記の会話は、旧正月休暇(テト休み)前の 1 月や 2 月に、実際に毎年何件もある電話のやりとりです。ベトナムは、決算期末から 3 カ月以内に法人税の確定申告と決算書の監査を完了しなければなりません。12 月決算だと経理的な繁忙期が 1 ~ 3 月となりますが、テト休みと重なってしまうため、繁忙期のド真ん中に 2 週間ほどの休みが入ってしまいます。その上、ベトナム人従業員が退職する時期として最も多いのがテト休み前であるため、このような事態に陥ってしまう会社が続出するわけです。12 月決算の会社は、このような経営リスクを常に負っているということになります。

意外と知られていない決算期変更

今はある程度知られてきていますが、私がベトナムに来た 6 年前は、決算期を選択・変更できるということはあまり知られていませんでした。決算期は会社設立時に決まりますが、工業団地や設立コンサルティング会社で使用されている定款や会計登録のフォームが 12 月決算になっていることや、中国では 12 月決算し

か選択できないということが背景にあるのでしょう。

ベトナムでは現地法人の決算期は、3 月決算(決算期は 4 月~翌 3 月)、6 月決算(7 月~翌 6 月)、9 月決算(10 月~翌 9 月)、12 月決算(1~12 月)の四つから一つを選択でき、後から変更することも可能です。

オススメは 6 月決算か 9 月決算

親会社が上場企業の場合は、連結決算の関係で 12 月決算か 3 月決算を選択せざるを得ないケースがありますが、そうでない場合は 6 月決算か 9 月決算をお勧めします。まず 12 月決算を避ける理由は、冒頭でご説明した通り、繁忙期にテト休暇が重なることを避けるためです。次に 3 月決算も避ける理由ですが、上述の通り親会社が上場企業の場合はやむを得ず 12 月決算か 3 月決算を選択していることが多いため、その期間は監査法人の繁忙期となっております。監査法人が比較的暇な時に監査を依頼したほうが監査報酬は安くなります。

弊社では 6 月決算を選択しております。従業員の昇給や昇進を決算期に合わせて行っていますが、年末や年度末の忙しい時期を外して人事の最大のイベントに取り組めることもありがたいです。

決算期を変更する場合、実務上その期の期末までに変更手続きをすれば、翌期に 9 カ月以内の変則決算を行った上で、決算期を変更することが可能です。しかし、決算期の変更を決めるには親会社との調整も必要だと思しますので、今のうちから検討されてみてはいかがでしょうか。

< 筆者紹介 >

實原 享之(じつはら たかゆき)

I G L O C A L パートナー。米国・ベトナム公認会計士。2009 年より I G L O C A L に入社し、ベトナム在住。趣味ゴルフ。